

家庭でのタブレット端末使用のきまり（オフライン編）

岩手町教育委員会

岩手町では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与しております。貸与したタブレット端末を通して、機器操作の上達だけでなく、決められたルールを守ることや情報モラルに対しての意識を高め、情報活用能力を身に付けた人に成長してほしいと期待しています。

貸与に当たり、「タブレット端末活用のきまり（オフライン編）」を定めました。このルールをしっかりと守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に利用してください。

※ お家の人と一緒にルールを確認しましょう。

※ 以下にあるルールを読んだら、□にチェックを入れましょう。

1 端末を使う目的

□ タブレット端末を使う目的は、e ライブラリアドバンスを活用することです。学習活動に関わる以外に使ってはいけません。

2 貸与する物品について

□ 以下の物品を貸与します。学習に役立ててください。

- ・Windows 端末
- ・充電用 AC アダプタ

3 端末を使うときに注意すること

- インターネットに接続したり、アプリを使用したりしないでください。履歴が残ります。
- 家庭でタブレット端末を使える時間帯は、お家の人と相談して決めてください。
- 食べ物を食べながら、飲み物を飲みながらタブレット端末を使用しないでください。
- タブレット端末を使わないときは、必ず電源を切ってください。
- 紛失、盗難、落下、水もれ（雨や飲み物がかかる、水没する等）に十分に気を付けましょう。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないでください。
- タブレット端末を使う前には、手をしっかりと洗い、よくふいてから使ってください。
- 湿気の多いところや、日光が強く当たる場所、ストーブの近くなどには置かないでください。
- タブレット端末にシャープペンシルやボールペン等でふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にやめてください。
- この他に学校や家庭で定めたルールを守りましょう。
※ タブレット端末を破損・紛失したときは、修理費用等を家庭で負担していただくことがあります。

4 保管の仕方

□ 家で保管する際は、家の方と話し合い、決められた場所で保管しましょう。

5 健康のために

- タブレット端末を使うときは、正しい姿勢を保ち、画面に顔を近づけすぎないように気を付けてください。
- 明るい部屋で使い、暗い部屋では使わないでください。
- 30 分に一度は遠くを見るなど、休憩をしながら活用してください。

6 情報モラルについて

- タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないでください。
- カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりしないでください。
- タブレット端末には、今入っている以外のアプリケーションをインストールしたり、今あるアプリケーションを削除したりしないでください。
※ 故意に設定を変更するなどして、端末に不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。

7 不具合や故障等

□ タブレット端末本体を再起動しても元にもどらないときや、故障、紛失したときは、担任の先生に連絡してください。

8 その他

□ タブレット端末を正しく利用できるように、「家庭でのタブレット端末使用のきまり（オフライン編）」を家の見やすい位置に貼ってください。また、自分で決めたルールや家の人と決めたルールを守るようにしてください。